



第34号

令和2年(2020年)

1月号

発行

公益社団法人・印西市
シルバー人材センター

〒270-1337

印西市草深924

TEL 0476-45-0468



八幡神社獅子舞（写真提供 山本会員）

臨時職務局
員長
小佐木名初正江一江一光子
小生川澤宣建
金田口畑来修生

○事務局

監理副会
事長
川佐時鈴村田高阿荒田三
上藤田木形中嶋立野波浦
育良和彰豊節信富英
史一夫修治成子行子俊徹

○役員

本年もよろしく
お願い申し上げます

謹賀新年



新年明けましておめでたひりわざ
ます。

彼員並びに余員の皆様におかれま
しては、お健やかに新年をお迎えの

年頭にあたつて

田西市長 板倉 正直



こととお慶び申しあげます。
また、田年中はもとより、田のいの
から市政の運営に対しまして、格別
のじ理解とじ協力を賜り、厚くお礼
申しあげます。

さて、昨年を振り返りますと、わ
が国では新天皇陛下が御即位され、
元号が「令和」と改められた歴史的
な年となりました。私どいたしまし
ても、新元号のもと、田西市をより
一層魅力あるまちにしていくべく、
気持ちを新たにしたといひわざこ
ます。

今年、田西市では、三か年を区切

謹んで新春のお慶びを申しあげます。
余員の皆様におかれましては、健
やかに新春を迎えたるといふ、重
ねても慶び申しあげます。

今年度四円から十円までに受付し
た仕事は、一億二千二百九十一万円
で対前年実績を維持している状況に
あります。が、余員増加に關しても十

新年の挨拶

会長 三浦 順



点課題として取り組んで運営してま
りました。

人材センターは引き続き余員の拡大や、
さらなる就業先拡大、確保を図ると
ともに、安全就業の徹底に取り組ん
でまいります。

本年も当センター理事・職員一同
よろしくお願いいたします。

ことある「第七期田西市高齢者福祉
計画及び介護保険事業計画」の最終
年度を迎える年となつま。

近年の高齢者福祉施策においては、
高齢者の社会参加がより一層重要視
され、地域住民による生活支援や通
いの場づくりといった活動が推進さ
れているといひわざこます。シルバー
人材センターの皆様におかれましても、

市といたしましても、引き続き地
域包括ケアシステムの構築を推進す
るとともに、今後ますます加速する
高齢化に対応すべく、将来を見据え、
時代の変化に対応した次期計画の策
定に注力する所存でござります。

シルバー人材センターの皆様にも、
改めて、ご支援とご協力を賜りますよへ
お願ひ申しあげます。

結びに、役員ならび余員の皆様に
とりまして、この一年が実り多き年
になりますよう心からお祈り申し上
げまして、年頭のじ挨拶とさせてく
ただきます。

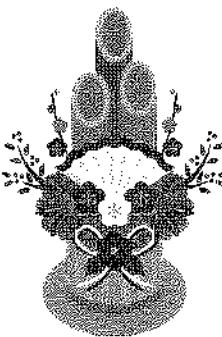
れど、今年度は千葉県トヨタ園十
五号、十九号、二十一号の襲来に伴ひ、
県下に多大の被害をもたらし、お見
舞いを申し上げるとともに、余員の
就業にもかなりの影響が生じました。

そんな状況下でも、今年度は「就
業先の拡大」と「余員の拡大」を重
んじました。

このよろんな中で、田西市シルバー
人材センターは引き続き余員の拡大や、
ともに、安全就業の徹底に取り組ん
でまいります。

となつて、いわゆるお處所にて所
存であります。

余員の皆様には口頭の健康管理と
安全就業に留意され、本年も当センター
へのじ協力とじ支援をお願い申し上
げます。





令和元年度総会開催報告書

令和元年度の通常総会は、昨年の六月十四日に印西市総合福祉センターにおいて開催されました。

この総会には、会員二十九名（内委任状二十六名）の出席を得て審議の結果、それぞれ原案どおり承認可決されました。

この中で役員改選に伴い、川上育史会員が新幹事に選任されることになりました。

当口ばい来賓として、板倉正直印西市長と高齢者福祉課青木課長の11臨席をいただき、板倉市長より「」祝辞を頂戴いたしました。お忙しい中ありがとうございました。



配分金収入等に対する所得税の取扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取扱いは、以下のとおりです。

- 1 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要な経費を控除した額です。
したがって、配分金収入に係る必要経費の額が65万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除できます。
- 2 しかし、必要経費の額が65万円未満の場合は、「租税特別措置法」第27条の適用により、65万円を上限として控除できます（ただし、収入金額を限度とします）。
- 3 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等に控除を行えます。
- 4 給与収入がある場合は、最低65万円（ただし収入金額を限度とします）の給与控除が受けられます
が、その場合、配分金収入に係る控除額は、65万円から給与所得を控除した残額が限度です。

〔必要経費の額が65万円未満の場合の例示〕

あるセンターの会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 52万円（うち交通費などの必要経費：10万円）
- ② 給与収入 18万円（シルバー派遣等による短期就職期間の賃金）
- ③ 公的年金収入 150万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額) (給与所得控除額) [雑所得（配分金所得）分の最低保障額]

$$650,000円 - 180,000円 = 470,000円$$

(最低補償額の残額) (配分金収入) [雑所得（配分金所得）分の特例経費]

$$470,000円 < 520,000円 \rightarrow 470,000円 \rightarrow \text{最低補償額の残額で頭打ち}$$

したがって この場合

$$520,000円 - 470,000円 = 50,000円 \text{が控除後の所得となります。} \rightarrow (A)$$

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

$$1,500,000円 \times 100\% - 1,200,000円 = 300,000円$$

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

したがって、この場合、300,000円が控除額の所得となります。→ (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

$$(A) + (B) = 350,000円$$

(基礎控除)

$$350,000円 - 380,000円 = (\text{マイナスになるので } 0)$$

したがってこの会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

※ なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。

新事務局長あいさつ



田畠 一生
事務局長

あけましておめでとうございます。
昨年十二月一日付で事務局長に就任しました田畠一生です。どうぞよろしくお願ひ致します。

私は一昨年まで四十年間民間企業に勤務していましたので、シルバー人材センターに関する知識は殆ど持ち合わせていませんでした。今般当センターへの就職に当たり、シルバー人材センター事業について調べてみたところ、高齢者の就業による豊かな生活と、社会参加による生きがいの充実を目指した本制度は、まさに社会や時代の要請に応える極めて公益性が高くかつ意義ある業務であることを知り、大いにやり甲斐を感じています。このようにやり甲斐を感じているところです。

私自身もそうですが、定年退職等で第一線を退いた方々は、これから私の生活面のみならず、新たな就業に関しても各々多様な考え方を持つていると思います。「こうした高齢者の就業に対するニーズと、お客様の需要を结合させることにより、高齢者就業の促進を実現し、地域社会の福祉と活性化に貢献して行きたい」と思っています。微力ながら精一杯頑張つてまいりますので、会員の皆様におかれましてはご指導、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。



「青春の語」図書室での企画

企画 松澤 健治

中学一年生の夏休み前、国語の先生が「休み中に文庫本を一冊読み、感想文を書くこと」と宿題を出しました。文庫本を読んだことのない私は、学校の図書室へ行き、どの本を読もうかと迷いました。下村湖人作の「次物語」。表紙を見た時、小学五年生の時の友人の家で同銘の児童文学書を机の上で見たことを思い出しました。こんなのが読んでいるのだと思いましたが、そのまま遊び惚けて忘れていました。これなら読めるだろうと課題

私は赤毛のアンを読んだの。私の知らない力ナダの作家、モンゴメリーワーの作品でした。外国のむずかしい翻訳本を読んだのだといふのが第一印象でした。「私の本と交換して読もう」という提案がありました。僕の本は図書室で借りたものだと言い。その題名を告げました。彼女の本を借り、読みました。私は赤毛のアンを読んだの。私の知らない力ナダの作家、モンゴメリーワーの作品でした。外のむずかしい翻訳本を読んだのだといふのが第一印象でした。「私の本と交換して読もう」という提案がありました。僕の本は図書室で借りたものだと言い。その題名を

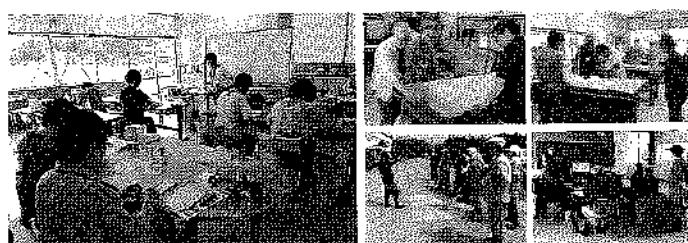
書かれています。これなら読めるだろうと課題として借り出しました。夏休みが終わり、歩くのが楽しみでした。そんな中、郷土史の印西町史や本塙村史、印旛村史等も楽しみがありました。私の読書は「赤毛のアン」に始まり、今も読書の青春は続いています。

講習会の開催について

昨年の三月に植木勢定講習会が行われました。今回も、高野先生が講師となり、講義と実習指導が行われました。

さらに同月は刈払機講習会、六月の襷の張替講習会、九月には専門の講師を呼びラッピング講習会を実施しました。また、障子・網戸の張替講習や接遇、パソコン講習会が行われました。

いずれの講習会も、参加された六十歳以上の市民、シルバー人材センター会員の方々から、一様に大変有意義であったとの感想をいたしました。今年も二月に刈払機取扱講習会を開催する予定です。



事務局より

センターの方で保険会社と傷害保険の手続きを行います。

令和元年度は十二月末時点で、保険適用の傷害事故が二件、対人物損事故が一件発生しております。また保険適用にはならない事故は、この数倍発生しております。また今年度は、就業中に体調悪化する方が目立ち、最近の気温差の変動も大きく影響しているものと思われます。

会員の皆様には、より一層「安全はすべて『徳先する』ところ原点」帰つて、体調管理に気を配りながら日々就業していただけますよう、あらためてよろしくお願ひします。

また、万一就業中または就業途上に事故に遭つてしまつた場合、派遣就業を除き労災保険の適用はありません。それに代わるものとして、シルバーカー人材センター団体傷害保険と賠償責任保険に加入しており、その内容は次のとおりです。

事故にありました

就業中ケガをした場合、各会員の健康保険証を使って医師の治療を受けて下さい。その後、センターにケガの状態、様子などを報告して下さい。



就業中、物損事故を起こしてしまつた場合、まず現場の会社、個人家庭の方に、その後人材センター事務局に連絡してください。センターと保険会社の方で状況を確認し、手続きに入ります。

保険金が支払われるケース

・センターから提供された仕事中に被つた傷害

・センターから提供された仕事で行ふため、就業場所と自宅との通常の経路の往復中に被つた傷害

※ただし自家用車を運転中の事故は除く

・センターが主催する講習会、総会、ボランティア活動等の出席中及び、会場と自宅との通常の経路の往復中に被つた傷害

保険金が支払われないケース

・故意による事故
・持病(既往症)がある場合
・腰痛・熱中症など内科的な疾病によるものが原因の場合

年次会員登録

一月二十四日(金)
一月二十五日(火)
三月二十五日(水)
四月二十四日(金)



現在募集中の女性向けの仕事

・清掃(事務所、マンション、

・洗濯場、調理補助

・家事援助(洗濯、部屋の片づけ等)

※詳細は事務所・ホットライン等に掲載しています。

・忘れられない旅行
・忘れられない出来事

「自身の想い出を投稿下さい。次号「人生いきいき新年号」に掲載予定です。」

令和二年一月

会報編集委員会

時田和夫
荒野富子
高嶋節子



当センターでは、女性会員の割合が依然として低く、女性向けに依頼のあった仕事もお断りしている状況です。

お近くの方にシルバー人材センターでお仕事をしてみたりといふ女性がいらっしゃいましたら入会を勧めていただきますよとお願い致します。

一方、昨年は大きな負の記憶、記録の残る自然災害が発生しました。常日頃、「備え」を万全にしていきましょう。

本年も、皆様にとって大過なく過る年になりますよう祈念いたします。また、就業中の安全・安心の確保に全力を尽くしてまいります。運動につきまして、引き続きご理解・協力をお願いいたします。

編集会

歴史的な改元の年が明け、昭和二十九年に続き東京五輪・パラ開催の年を迎えた。市内施設に設置された幟の旗印は「みんなの輝きつなげて」という。いろいろな活動の指針にもなりそうです。大会は感動とともに活力、元気を与えてくれる」とでしょう。

